

2005年アンケート結果版



アンケート結果にもとづく  
市民のための弁護士報酬の目安

日本弁護士連合会

## 発刊によせて

『何か困ったときに弁護士に相談してみよう、事件の解決を依頼しよう。そう考えたときに、その費用がいくらになるのか分からないのでは不安だ……』

そのような声を聞くことがあります。

2004年4月1日から、弁護士会の定める報酬規定は廃止されていますので、弁護士によってそれぞれ費用を決めることができるようになりました。当連合会は弁護士費用についてのおよその目安を市民に知っていただこうと、全国の弁護士にアンケートを実施しました。2002年秋にもアンケート調査をしておりますが、本書では、報酬規定が廃止されたあとの2005年2月に実施したものを集約しました。今回は、コンサルタントを交えて統計学的にアンケート調査を行い、また専門的分野については、専門分野に詳しい会員に協力してもらって回答が実勢をより反映するような工夫もしてみました。

もとより全国平均でありますので、実際には地域によって、また事件によってもさまざまであることは当然です。具体的な事件では、その複雑さや相手の出方によっても費用が異なってきます。着手金と報酬金の組み合わせなどもさまざまありえます。

本書で紹介されている金額はあくまで一つの目安として参考にさせていただくためのものであることをご理解ください。

弁護士は、本書で紹介した以外の種類の事件も幅広く、それぞれ専門的な知識を生かして仕事をしています。ぜひ、お気軽に相談し、事件の解決を依頼してください。

本書が市民にとって弁護士へのアクセスを容易にする一助になることを願ってやみません。

2006年1月26日

日本弁護士連合会

事務総長 山 岸 憲 司

# アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安

—2005年アンケート結果版—

## 第1 はじめに

### 1 弁護士に依頼する場合に、全部でいくら費用がかかるのか？

市民にとって「弁護士に依頼したら、全部でいくらかかるのか」ということは大きな関心事です。2種類の費用があります。「弁護士報酬」と「実費」です。

「実費」は、弁護士報酬とは別のものです。たとえば、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金などです。これらは、弁護士への依頼内容によって必要となることがあり、これらは弁護士にとって実質的な収入となるものではありません。しかし、依頼者にとって、あとで意外にも大きな支出になることもあります。

交通費は、弁護士の遠隔地への出張がともなう場合、どの交通手段によるのか、どの等級（たとえば、グリーンか普通かなど）によるのかなども、依頼するときに弁護士の説明を十分お聞きください。なお、交通費のほかに弁護士報酬としての日当が別に必要な場合もあります。

### 2 弁護士報酬

2004年4月1日から、弁護士報酬の種類には限定がなくなりました。そうはいつても、これまでの弁護士報酬の種類は、これからの弁護士報酬を定めるうえで、新たな弁護士報酬の種類と比較するうえでも参考になります。これまでの弁護士報酬と呼ばれるものには、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当などがありました。いまでも主な弁護士報酬である着手金・報酬金と手数料を説明します。このほか、時間制報酬（タイムチャージ）という定め方もあります。

- ・「**着手金**」は、弁護士が扱う事件には、その性質上、相手方のあることですから、成功・不成功がつきものですが、その結果いかににかかわらず、弁護士が手続を進めるために事件の着手のときに受けるべき弁護士報酬のことです。

着手金は、報酬金とはまったく別のものです。これは手付金という意味ではありません。

- ・「**報酬金**」は、弁護士が扱った事件の成功の程度に応じて受ける成功報酬のことです。
- ・「**手数料**」は、原則として1回程度の手続で事件が終わり、結果の成功が見込める事件での支払いをいいます。
- ・「**時間制報酬（タイムチャージ）**」は、依頼された事件の処理に必要とした時間に単価をかけて弁護士報酬を計算する方法です。

※ 着手金と報酬金は、それぞれの金額に影響を与えることも多くあります。たとえ

ば、弁護士報酬を決める際に、着手金を低額化したときは報酬金を高額化させたり、着手金を高額化させたときは報酬金を低額化させたりすることがあります。今回のアンケート結果については、この点にも注意してお読みください。

### 3 用語の解説

弁護士報酬に関する用語には分かりにくいものもありますので、解説します。

「示談交渉」は、弁護士が裁判所を通さず、相手方と交渉するものです。

「調停」は、裁判所における話合いによって、事件を解決しようとする手続です。

「訴訟」は、裁判所の訴訟手続で事件を解決しようというものです。

## 第2 アンケート（2005年1月実施）結果の集約状況

回答総計1567名（一般調査対象人数4005名 回答率39.1%）

### 1 所属弁護士会別の集計（1567名の内訳）

|      |     |      |    |     |      |
|------|-----|------|----|-----|------|
| 東京   | 163 | 和歌山  | 10 | 宮崎県 | 14   |
| 第一東京 | 102 | 愛知県  | 91 | 沖縄  | 8    |
| 第二東京 | 128 | 三重   | 15 | 仙台  | 36   |
| 横浜   | 34  | 岐阜県  | 18 | 福島県 | 28   |
| 埼玉   | 21  | 福井   | 12 | 山形県 | 14   |
| 千葉県  | 29  | 金沢   | 29 | 岩手  | 16   |
| 茨城県  | 5   | 富山県  | 16 | 秋田  | 14   |
| 栃木県  | 14  | 広島   | 50 | 青森県 | 5    |
| 群馬   | 7   | 山口県  | 17 | 札幌  | 62   |
| 静岡県  | 20  | 岡山   | 35 | 函館  | 5    |
| 山梨県  | 15  | 鳥取県  | 5  | 旭川  | 8    |
| 長野県  | 18  | 島根県  | 7  | 釧路  | 20   |
| 新潟県  | 11  | 福岡県  | 64 | 香川県 | 32   |
| 大阪   | 143 | 佐賀県  | 11 | 徳島  | 29   |
| 京都   | 32  | 長崎県  | 12 | 高知  | 12   |
| 兵庫県  | 29  | 大分県  | 18 | 愛媛  | 16   |
| 奈良   | 19  | 熊本県  | 19 | 無回答 | 6    |
| 滋賀   | 7   | 鹿児島県 | 16 | 総計  | 1567 |

### 2 弁護士経験年数別の集計（総数1567）

|              |     |
|--------------|-----|
| ア) 10年未満     | 484 |
| イ) 10年～20年未満 | 395 |
| ウ) 20年～30年未満 | 354 |
| エ) 30年以上     | 321 |
| オ) 無回答       | 13  |

#### （設例Bにおける追加調査対象人数）

|           |     |
|-----------|-----|
| 先物取引      | 100 |
| 欠陥住宅      | 12  |
| 医療事故      | 355 |
| 財産管理      | 593 |
| 労働事件      | 111 |
| 知的財産権     | 115 |
| 税務訴訟      | 13  |
| 住民訴訟／行政訴訟 | 27  |

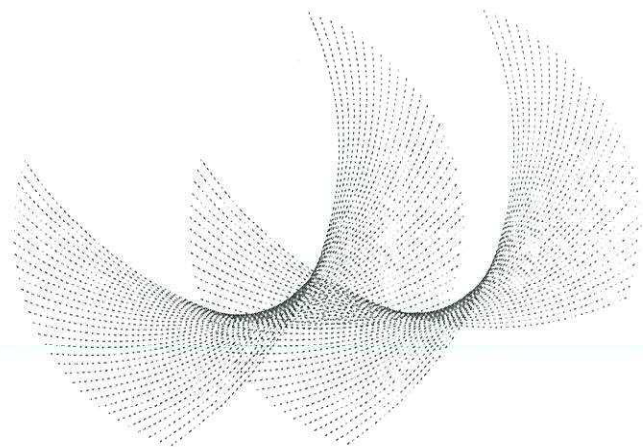
※今回のアンケート調査においては専門的分野について、その分野に詳しい会員に協力してもらいました。

（2005年5月31日現在で集約）

### 第3 設例等の目次

|        |  |    |
|--------|--|----|
| A-1    | 法律相談                                     | 6  |
| A-2    | 契約書作成                                    | 6  |
| A-3    | 金銭消費貸借（貸したお金を返してほしい）                     | 7  |
|        | （1）内容証明郵便の手数料                            |    |
|        | （2）引続き訴訟したとき                             |    |
| A-4    | 売掛金（商品を納入したのに代金が支払われない）                  | 8  |
| A-5    | 連帯保証債務（無断で連帯保証人にさせられた）                   | 9  |
|        | （1）交渉のみで解決したとき                           |    |
|        | （2）訴訟で解決したとき                             |    |
| A-6    | 債務不存在（消費者金融に長年返済をしてきた。払い過ぎと思う）           | 10 |
|        | （1）交渉のみで解決したとき                           |    |
|        | （2）訴訟で解決したとき                             |    |
| A-7    | 交通事故                                     | 11 |
| A-8    | 請負代金（元請業者が請負代金を支払ってくれない）                 | 12 |
| A-9    | 建物明渡と強制執行                                | 13 |
|        | （1）民事調停                                  |    |
|        | （2）訴訟一原告                                 |    |
|        | （3）訴訟一被告                                 |    |
|        | （4）強制執行                                  |    |
| A-10   | 境界争い（隣人と境界線について争いがある）                    | 16 |
| A-11   | 近隣環境（自宅の南側にマンションが建ちはじめた。このままでは日照権が侵害される） | 17 |
| A-12   | 離婚                                       | 18 |
|        | （1）離婚調停を受任するとき                           |    |
|        | （2）離婚調停の不調後に離婚訴訟を受任し、離婚が成立したとき           |    |
|        | （3）離婚訴訟の段階から受任し、離婚が成立したとき                |    |
| A-13   | 遺言書作成と遺言執行                               | 20 |
| A-14   | 遺産分割調停                                   | 21 |
| A-15-1 | 倒産                                       | 22 |
|        | （1）任意整理                                  |    |
|        | （2）民事再生法の個人再生申立                          |    |
|        | （3）個人破産                                  |    |
| A-15-2 | 民事再生（企業）                                 | 24 |
|        | （1）着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき                  |    |
|        | （2）着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき                   |    |
|        | （3）月額報酬だけによるとき                           |    |
| A-16   | 約束手形金請求                                  | 26 |
| A-17   | 顧問関係                                     | 27 |

|       |                                       |    |
|-------|---------------------------------------|----|
| A-18  | 時間制 (タイムチャージ) .....                   | 28 |
| A-19  | 刑事事件 (事案簡明な事件) .....                  | 28 |
| A-20  | 少年付添人 .....                           | 30 |
|       |                                       |    |
| B-1   | 先物取引 (必ずもうかりますと説明を受けたが相場が、暴落した) ..... | 31 |
| B-2   | 欠陥住宅 (欠陥住宅を購入してしまった) .....            | 32 |
| B-3   | 医療事故 (患者側) (医療過誤に対処したい) .....         | 33 |
| B-4-1 | 財産管理 成年後見 (法定後見申立) .....              | 34 |
| B-4-2 | 任意後見契約 .....                          | 34 |
| B-5-1 | 労働事件 (懲戒解雇を受けたが、職場復帰した) .....         | 35 |
| B-5-2 | 労働事件 (懲戒解雇を受けたが、解雇撤回のうえで任意退職した) ..... | 36 |
| B-5-3 | 労働事件 (退職金・残業代の請求をしたい) .....           | 36 |
| B-6-1 | 知的財産権 (特許権が侵害されたので対処したい) .....        | 37 |
| B-6-2 | 知的財産権 (内容証明郵便) .....                  | 38 |
| B-7   | 税務訴訟 (税務署から更正処分を受けたが、異議申立したい) .....   | 39 |
| B-8   | 住民訴訟 (第3セクターが破綻し、市長個人の責任を追及したい) ..... | 40 |
| B-9   | 行政訴訟 (産廃処理施設について設置許可を取り消したい) .....    | 41 |



## A-1 法律相談

一般市民からの法律相談で、1時間を要し法律相談だけで完結した。

### 法律相談料

|   |     |     |       |
|---|-----|-----|-------|
| 1 | 5千円 | 368 | 35.1% |
| 2 | 1万円 | 618 | 59.0% |
| 3 | 2万円 | 31  | 3.0%  |
| 4 | 3万円 | 6   | 0.6%  |
| 5 | その他 | 40  | 3.8%  |

(合計1063)

### コメント

この設例では、法律相談料は、1時間で1万円が59%、5000円が35%です。相談内容などにより法律相談料が違ってくることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

## A-2 契約書作成

製造メーカーとして卸業者（法人）との商品の継続的取引のための基本売買契約書を作成したい。年間の取引予想額は3000万円程。代金支払いに手形決済の予定あり。物的担保はないが卸業者代表者が連帯保証人になる予定。契約書作成に2～3時間が予想される。その手数料はいくらか。（顧問契約はない）

### 作成手数料

|   |        |     |       |
|---|--------|-----|-------|
| 1 | 5万円前後  | 359 | 35.5% |
| 2 | 10万円前後 | 430 | 42.6% |
| 3 | 15万円前後 | 94  | 9.3%  |
| 4 | 20万円前後 | 82  | 8.1%  |
| 5 | 30万円前後 | 19  | 1.9%  |
| 6 | その他    | 26  | 2.6%  |

(合計1010)

### コメント

この設例では、契約書作成手数料は、10万円前後が42%、5万円前後が35%です。契約書の内容はさまざまですので、その複雑さや特殊性などによって手数料が違ってくることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。



### A-3 金銭消費貸借

知人に300万円貸したが、期限が来たのに返してくれないので返還を求めることにした。当初、弁護士名での内容証明郵便で督促した。ところが、知人からは何の返答もなかったため、さらに訴訟を提起し、その結果、勝訴し任意で全額回収できた。

#### (1) 内容証明郵便の手数料

|   |     |     |       |          |
|---|-----|-----|-------|----------|
| 1 | 1万円 | 131 | 12.7% |          |
| 2 | 2万円 | 182 | 17.7% |          |
| 3 | 3万円 | 471 | 45.8% |          |
| 4 | 5万円 | 167 | 16.2% |          |
| 5 | その他 | 77  | 7.5%  | (合計1028) |

#### (2) 引続き訴訟したとき ((1)の手数料を除く)

##### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 10万円前後 | 112 | 10.9% |          |
| 2 | 15万円前後 | 296 | 28.7% |          |
| 3 | 20万円前後 | 477 | 46.2% |          |
| 4 | 25万円前後 | 98  | 9.5%  |          |
| 5 | 30万円前後 | 42  | 4.1%  |          |
| 6 | その他    | 7   | 0.7%  | (合計1032) |

##### 報酬金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 10万円前後 | 44  | 4.3%  |          |
| 2 | 20万円前後 | 221 | 21.5% |          |
| 3 | 30万円前後 | 519 | 50.5% |          |
| 4 | 40万円前後 | 142 | 13.8% |          |
| 5 | 50万円前後 | 86  | 8.4%  |          |
| 6 | 60万円前後 | 5   | 0.5%  |          |
| 7 | その他    | 10  | 1.0%  | (合計1027) |

#### コメント

##### (1) 内容証明郵便を出すとき

この設例では、3万円が45%、2万円が17%、5万円が16%となっています。

内容証明郵便は、相手方に対する手紙の内容を郵便局が証明してくれる郵便です。内容証明郵便による請求だけで事件が解決することもあります。それだけでは解決せずには多くはその後、交渉事件となったり訴訟になったりしていきます。

##### (2) 引続き訴訟したとき

この設例では、着手金は、20万円前後が46%、15万円前後が28%です。報酬金は、

30万円前後が50%、20万円前後が21%です。

着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力などによって幅があります。報酬金は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### A-4 売掛金

販売先が、納入した商品の品質にクレームをつけて代金2000万円を支払わない。品質に問題はないので代金を回収したい。訴訟を提起し、その結果、勝訴し任意で全額回収できた。

##### 着手金

|   |         |     |       |          |
|---|---------|-----|-------|----------|
| 1 | 50万円前後  | 369 | 36.1% |          |
| 2 | 70万円前後  | 271 | 26.5% |          |
| 3 | 100万円前後 | 304 | 29.7% |          |
| 4 | 120万円前後 | 16  | 1.6%  |          |
| 5 | 150万円前後 | 6   | 0.6%  |          |
| 6 | その他     | 57  | 5.6%  | (合計1023) |

##### 報酬金

|   |         |     |       |          |
|---|---------|-----|-------|----------|
| 1 | 100万円前後 | 188 | 18.4% |          |
| 2 | 150万円前後 | 307 | 30.0% |          |
| 3 | 200万円前後 | 459 | 44.9% |          |
| 4 | 250万円前後 | 30  | 2.9%  |          |
| 5 | 300万円前後 | 17  | 1.7%  |          |
| 6 | その他     | 21  | 2.1%  | (合計1022) |

##### コメント

この設例では、着手金は50万円前後が36%、100万円前後が29%、70万円前後が26%です。報酬金は200万円前後が44%、150万円前後が30%です。

着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力などによって幅があります。報酬金は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

## A-5 連帯保証債務

離婚した夫が婚姻中、商工ローンから500万円を借り入れる際、妻の印鑑を無断で使用して、勝手に妻を連帯保証人とした。離婚後、商工ローンから妻に対し500万円の請求がきたので、妻の委任を受けて債務不存在の交渉をし、その後、訴訟を提起して勝訴した。

### (1) 交渉のみで解決したとき

#### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 10万円前後 | 411 | 40.4% |          |
| 2 | 20万円前後 | 418 | 41.1% |          |
| 3 | 30万円前後 | 131 | 12.9% |          |
| 4 | 40万円前後 | 11  | 1.1%  |          |
| 5 | その他    | 46  | 4.5%  | (合計1017) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 323 | 31.9% |          |
| 2 | 30万円前後 | 321 | 31.7% |          |
| 3 | 40万円前後 | 177 | 17.5% |          |
| 4 | 50万円前後 | 103 | 10.2% |          |
| 5 | 60万円前後 | 17  | 1.7%  |          |
| 6 | その他    | 73  | 7.2%  | (合計1014) |

### (2) 訴訟で解決したとき

#### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 337 | 33.2% |          |
| 2 | 30万円前後 | 516 | 50.9% |          |
| 3 | 40万円前後 | 109 | 10.7% |          |
| 4 | 50万円前後 | 21  | 2.1%  |          |
| 5 | その他    | 31  | 3.1%  | (合計1014) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 137 | 13.5% |          |
| 2 | 30万円前後 | 322 | 31.8% |          |
| 3 | 50万円前後 | 427 | 42.2% |          |
| 4 | 70万円前後 | 89  | 8.8%  |          |
| 5 | 90万円前後 | 8   | 0.8%  |          |
| 6 | その他    | 30  | 3.0%  | (合計1013) |

## コメント

(1) この設例では、交渉を始めるときの着手金は、20万円前後が41%、10万円前後が40%です。債権者によっては交渉の困難が予想され、着手金に幅が出ることもあると思われます。交渉で解決したときの報酬金は、20万円前後が31%、30万円前後が31%です。

(2) 同じ設例で、交渉では解決せず訴訟になったときの着手金は、30万円前後が50%、20万円前後が33%です。報酬金は、50万円前後が42%、30万円前後が31%です。訴訟になると交渉のみのときに比べ、着手金で10万円ほど、報酬金で20万円高くなることが多いという結果となっています。

このようなケースでは、弁護士は商工ローンを相手方として妻には債務がないと主張して争うこととなります。これを債務不存在確認請求といいます。交渉でも訴訟でも、着手金は事案の複雑さや請求する金額によって幅があります。報酬金も、交渉や訴訟に要した手数や労力によって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

## A-6 債務不存在

消費者金融会社との間で長期間取引（借入と返済を繰り返す）をしてきた。現在、同社から残金200万円の請求を受けている。利息制限法に従い元本充当をしたところ若干の過払いとなっているので、債務不存在を求めて交渉し、その後、訴訟を提起して勝訴した。

### (1) 交渉のみで解決したとき

#### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 5万円前後  | 400 | 39.8% |          |
| 2 | 10万円前後 | 461 | 45.9% |          |
| 3 | 20万円前後 | 73  | 7.3%  |          |
| 4 | その他    | 71  | 7.1%  | (合計1005) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 5万円前後  | 143 | 14.4% |         |
| 2 | 10万円前後 | 363 | 36.5% |         |
| 3 | 20万円前後 | 362 | 36.4% |         |
| 4 | 30万円前後 | 37  | 3.7%  |         |
| 5 | その他    | 90  | 9.0%  | (合計995) |

### (2) 訴訟で解決したとき

#### 着手金

|   |        |     |       |  |
|---|--------|-----|-------|--|
| 1 | 10万円前後 | 510 | 51.0% |  |
|---|--------|-----|-------|--|

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 2 | 20万円前後 | 371 | 37.1% |          |
| 3 | 30万円前後 | 57  | 5.7%  |          |
| 4 | その他    | 62  | 6.2%  | (合計1000) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 196 | 19.7% |         |
| 2 | 20万円前後 | 485 | 48.7% |         |
| 3 | 30万円前後 | 218 | 21.9% |         |
| 4 | 40万円前後 | 36  | 3.6%  |         |
| 5 | その他    | 61  | 6.1%  | (合計996) |

#### コメント

この設例では、交渉をはじめるときの着手金は、10万円前後が45%、5万円前後が39%です。交渉で解決したときの報酬金は、10万円前後が36%、20万円前後も36%です。

交渉で解決せず訴訟をするときの着手金は、10万円前後が51%、20万円前後が37%です。報酬金は、20万円前後が48%、30万円前後が21%、10万円前後が19%です。

このようなケースでは、弁護士は相手方の会社に対し、利息制限法を根拠として200万円の債務不存在確認ないし過払金返還を求めるわけです。なお、訴訟は交渉に比べ、一般的には時間もかかり、手数や労力が大きくなることから、それが着手金や報酬金に反映しているといえます。

#### A-7 交通事故

交通事故にあい、重傷を負った被害者から損害賠償請求を依頼された。弁護士の判断として、1000万円程度が妥当であると考えたが、保険会社からの提示額は500万円であったので、訴訟を提起し、その結果、1000万円の勝訴判決を得て、任意に全額回収できた。

#### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 178 | 17.4% |          |
| 2 | 30万円前後 | 495 | 48.3% |          |
| 3 | 40万円前後 | 151 | 14.7% |          |
| 4 | 50万円前後 | 156 | 15.2% |          |
| 5 | 60万円前後 | 13  | 1.3%  |          |
| 6 | 70万円前後 | 2   | 0.2%  |          |
| 7 | その他    | 29  | 2.8%  | (合計1024) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |  |
|---|--------|-----|-------|--|
| 1 | 50万円前後 | 384 | 37.6% |  |
|---|--------|-----|-------|--|

|   |         |     |       |          |
|---|---------|-----|-------|----------|
| 2 | 60万円前後  | 158 | 15.5% |          |
| 3 | 70万円前後  | 194 | 19.0% |          |
| 4 | 80万円前後  | 118 | 11.6% |          |
| 5 | 90万円前後  | 13  | 1.3%  |          |
| 6 | 100万円前後 | 123 | 12.0% |          |
| 7 | その他     | 31  | 3.0%  | (合計1021) |

### コメント

この設例では、着手金は30万円前後が48%、20万円前後が17%です。報酬金は50万円前後が37%が、70万円前後が19%です。

交通事故による損害賠償請求の着手金は、過失割合に争いがあるとか、事前に事故内容の調査が必要であるといった事件の複雑さの程度に関する事情によって金額に幅があります。報酬金についても、訴訟に要する労力や判決によって認められた額などによって金額が異なってくるのが通常です。それにもかかわらず、着手金のほうだけかなり低いほうに回答が集中しているのは、交通事故の被害者の救済のために、依頼するときの負担を軽くしたいという考え方をとる弁護士が多いのではないかと思います。

また、設例のように、保険会社から賠償金の提示がされている場合が多いと思います。この場合、「争いのある額」をもとにして弁護士報酬を算定するという基準を用いている弁護士のなかでも、請求金額全額（設例では1000万円）を争いのある額とみる考え方、請求額から保険会社の提示額を差し引いた額（設例では1000万円から保険会社提示額の500万円を差し引いた残額500万円）を争いのある額とみる考え方、その中間的な額（設例では1000万円から保険会社提示額の500万円を差し引いた残額500万円に保険会社の提示額を2分の1あるいは3分の1した金額を加算した金額）を争いのある額とみる考え方などに分かれます。どの考え方をとるかは、保険会社の態度（訴訟において訴訟前の提示額を最低賠償額として考慮するのか、訴訟になった以上はゼロからはじめるという立場なのか）とか、請求額との差がどの程度あるかなどの事情によっても異なってくるようです。あらかじめ弁護士に確認してください。

### A-8 請負代金

下請負契約を結び、その下請工事を行ったにもかかわらず、元請業者が請負残代金500万円を支払わない。そこで、訴訟を提起し、その結果、勝訴し、任意に全額を回収できた。

#### 着手金

|   |        |     |       |
|---|--------|-----|-------|
| 1 | 25万円前後 | 211 | 20.7% |
| 2 | 30万円前後 | 494 | 48.4% |
| 3 | 35万円前後 | 160 | 15.7% |
| 4 | 40万円前後 | 83  | 8.1%  |

|   |        |    |      |          |
|---|--------|----|------|----------|
| 5 | 50万円前後 | 44 | 4.3% |          |
| 6 | その他    | 29 | 2.8% | (合計1021) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 40万円前後 | 125 | 12.3% |          |
| 2 | 50万円前後 | 523 | 51.3% |          |
| 3 | 60万円前後 | 178 | 17.5% |          |
| 4 | 70万円前後 | 130 | 12.7% |          |
| 5 | 80万円前後 | 28  | 2.7%  |          |
| 6 | 90万円前後 | 1   | 0.1%  |          |
| 7 | その他    | 35  | 3.4%  | (合計1020) |

#### コメント

この設例では、着手金は30万円前後が48%、25万円前後が20%です。報酬金は50万円前後が51%、60万円前後が17%です。

着手金は請求の金額、支払いを拒んでいる相手方の主張などによって幅があります。報酬金は、手数や労力などによって金額に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### A-9 建物明渡と強制執行

AさんはBさんに1戸建ての建物（建物の時価は1000万円、土地の時価は1500万円）を貸していたところ、賃料（1か月分で10万円）の不払いが続いていたので、未払賃料を請求したが、支払ってもらえなかった。

##### (1) 民事調停

Aさんの依頼を受けて民事調停を申立て、建物の明渡しが認められたとき

#### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 468 | 46.5% |          |
| 2 | 30万円前後 | 350 | 34.8% |          |
| 3 | 40万円前後 | 87  | 8.6%  |          |
| 4 | 50万円前後 | 63  | 6.3%  |          |
| 5 | 60万円前後 | 6   | 0.6%  |          |
| 6 | 70万円前後 | 4   | 0.4%  |          |
| 7 | その他    | 29  | 2.9%  | (合計1007) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |  |
|---|--------|-----|-------|--|
| 1 | 40万円前後 | 411 | 40.9% |  |
|---|--------|-----|-------|--|

|   |         |     |       |          |
|---|---------|-----|-------|----------|
| 2 | 60万円前後  | 240 | 23.9% |          |
| 3 | 80万円前後  | 119 | 11.8% |          |
| 4 | 100万円前後 | 79  | 7.9%  |          |
| 5 | 120万円前後 | 8   | 0.8%  |          |
| 6 | 140万円前後 | 5   | 0.5%  |          |
| 7 | その他     | 144 | 14.3% | (合計1006) |

#### コメント

この設例では、調停のときの着手金は20万円前後が46%、30万円前後が34%です。報酬金は40万円前後が40%、60万円前後が23%です。

調停で合意に至らなかったときは、別に訴訟を起こさなくてはなりません。訴訟になれば、調停とは別に弁護士報酬が必要となります。

#### (2) 訴訟—原告

Aさんの依頼を受けて原告として訴訟を受任して全面勝訴し、任意の明渡があったとき

##### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 30万円前後 | 526 | 52.2% |          |
| 2 | 40万円前後 | 176 | 17.5% |          |
| 3 | 50万円前後 | 186 | 18.5% |          |
| 4 | 60万円前後 | 41  | 4.1%  |          |
| 5 | 70万円前後 | 14  | 1.4%  |          |
| 6 | 80万円前後 | 10  | 1.0%  |          |
| 7 | その他    | 54  | 5.4%  | (合計1007) |

##### 報酬金

|   |         |     |       |          |
|---|---------|-----|-------|----------|
| 1 | 60万円前後  | 373 | 37.1% |          |
| 2 | 80万円前後  | 183 | 18.2% |          |
| 3 | 100万円前後 | 186 | 18.5% |          |
| 4 | 120万円前後 | 58  | 5.8%  |          |
| 5 | 140万円前後 | 14  | 1.4%  |          |
| 6 | 160万円前後 | 12  | 1.2%  |          |
| 7 | その他     | 179 | 17.8% | (合計1005) |

#### コメント

この設例で、原告として訴訟を受任するときの着手金は30万円前後が52%、50万円前後が18%、40万円前後が17%です。報酬金は60万円前後が37%、80万円前後と100万円前後がいずれも18%です。

訴訟は調停に比べ、一般的には時間もかかり、手数や労力が大きくなることから、それ



が着手金や報酬金に反映しているといえます。

### (3) 訴訟一被告

被告のBさんの依頼を受けて、再契約の可能性をさぐりながら、最悪の場合でも、一定期間の明渡猶予を得る目的で、訴訟を受任した結果、和解により6ヵ月の明渡猶予を認められ、家賃相当損害金(6ヵ月分で60万円)の支払いも免除されたとき

#### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 591 | 59.1% |          |
| 2 | 30万円前後 | 276 | 27.6% |          |
| 3 | 40万円前後 | 40  | 4.0%  |          |
| 4 | 50万円前後 | 29  | 2.9%  |          |
| 5 | 60万円前後 | 7   | 0.7%  |          |
| 6 | 70万円前後 | -   | -     |          |
| 7 | その他    | 57  | 5.7%  | (合計1000) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 361 | 36.2% |         |
| 2 | 20万円前後 | 357 | 35.8% |         |
| 3 | 30万円前後 | 188 | 18.9% |         |
| 4 | 40万円前後 | 20  | 2.0%  |         |
| 5 | 50万円前後 | 12  | 1.2%  |         |
| 6 | 60万円前後 | 3   | 0.3%  |         |
| 7 | その他    | 55  | 5.5%  | (合計996) |

#### コメント

この設例で、被告として訴訟を受任するときの着手金は20万円前後が59%、30万円前後が27%です。報酬金は10万円前後が36%、20万円が35%です。

同じ事件の訴訟であるにもかかわらず、原告として依頼するときと被告としてのときとで弁護士報酬が異なることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

### (4) 強制執行

Aさんが本人訴訟で建物明渡の勝訴判決を得たが、Bさんが建物を任意に明渡さないで、Aさんの依頼を受けて建物明渡の強制執行をした結果、建物明渡が完了したとき

#### 着手金

|   |        |     |       |  |
|---|--------|-----|-------|--|
| 1 | 10万円前後 | 523 | 52.9% |  |
| 2 | 20万円前後 | 326 | 33.0% |  |
| 3 | 30万円前後 | 85  | 8.6%  |  |

|   |        |    |      |         |
|---|--------|----|------|---------|
| 4 | 40万円前後 | 14 | 1.4% |         |
| 5 | その他    | 40 | 4.0% | (合計988) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 327 | 33.2% |         |
| 2 | 20万円前後 | 357 | 36.2% |         |
| 3 | 30万円前後 | 171 | 17.3% |         |
| 4 | 40万円前後 | 26  | 2.6%  |         |
| 5 | その他    | 105 | 10.6% | (合計986) |

#### コメント

この設例で、強制執行を受任するときの着手金は10万円前後が52%、20万円前後が33%です。報酬金は20万円前後が36%、10万円前後が33%です。30万円前後が17%とこれに続いています。

訴訟において勝訴判決を得ても相手方が任意に建物を明け渡さないときには、強制執行の手続を別にとらなくてはなりません。この手続は訴訟とは別ですので、あらためて弁護士報酬が必要となることが多いようです。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### A-10 境界争い

隣地との境界につき、隣地所有者が主張する境界線によると土地の面積が1坪分（時価30万円）減るところ、境界確定訴訟を提起して全面勝訴した。

#### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 20万円前後 | 375 | 38.4% |         |
| 2 | 30万円前後 | 365 | 37.4% |         |
| 3 | 40万円前後 | 92  | 9.4%  |         |
| 4 | 50万円前後 | 79  | 8.1%  |         |
| 5 | 60万円前後 | 5   | 0.5%  |         |
| 6 | その他    | 61  | 6.2%  | (合計977) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 20万円前後 | 329 | 34.0% |         |
| 2 | 30万円前後 | 315 | 32.5% |         |
| 3 | 40万円前後 | 106 | 11.0% |         |
| 4 | 50万円前後 | 109 | 11.3% |         |
| 5 | 60万円前後 | 18  | 1.9%  |         |
| 6 | その他    | 91  | 9.4%  | (合計968) |

### コメント

この設例では、着手金は20万円前後が38%、30万円前後が37%です。報酬金は20万円前後が34%、30万円前後が32%です。

境界確定訴訟は、単に土地の面積や価値だけの問題ではなく、人間関係などさまざまな要素が事件を複雑にして訴訟が長期化しがちです。したがって、争いのある土地の価値だけで弁護士報酬が決まるとは限りません。測量士による測量費用も弁護士報酬とは別に必要となる場合もあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

※なお、新たな土地境界確定制度として、1筆の土地の区画を明確にするための登記官による境界確定に関する手続が実現しようとしています。

### A-11 近隣環境（日照権の侵害）

自宅の南側にマンションが建ちはじめた。このままでは自宅の日照に支障が出るので、マンションの設計変更と損害賠償請求をしたいとの依頼があった。そこで、工事続行禁止の仮処分申請を行った結果、双方審尋のうえ和解が成立し、設計変更はできなかったが、解決金として100万円を得た。（事件の依頼者は、1人とする。）

#### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 20万円前後 | 382 | 40.3% |         |
| 2 | 30万円前後 | 368 | 38.8% |         |
| 3 | 40万円前後 | 89  | 9.4%  |         |
| 4 | 50万円前後 | 72  | 7.6%  |         |
| 5 | 60万円前後 | 5   | 0.5%  |         |
| 6 | その他    | 32  | 3.4%  | (合計948) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 452 | 47.7% |         |
| 2 | 20万円前後 | 309 | 32.6% |         |
| 3 | 30万円前後 | 109 | 11.5% |         |
| 4 | 40万円前後 | 14  | 1.5%  |         |
| 5 | 50万円前後 | 13  | 1.4%  |         |
| 6 | その他    | 50  | 5.3%  | (合計947) |

### コメント

この設例では、着手金は20万円前後が40%、30万円前後が38%です。報酬金は10万円前後が47%、20万円前後が32%です。

着手金は、事件の複雑さ、建築に関する専門的な準備、関係者が多数になる場合もあるなど、手数や労力などが異なってくることがあり、それによって幅があります。報酬金は、

着手金で述べた事情のほか、結果の成功度が大きく影響すると考えられます。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### A-12 離婚

夫の暴力などに耐えられないので離婚したい。3歳の子どもが1人いるが自分が引き取りたい。慰謝料として200万円を請求した。離婚が成立し、慰謝料200万円の支払いを受けた。子どもの親権も得たうえで、養育費として毎月3万円の支払いを受けることになった。

##### (1) 離婚調停を受任するとき

###### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 446 | 43.9% |          |
| 2 | 30万円前後 | 436 | 42.9% |          |
| 3 | 40万円前後 | 78  | 7.7%  |          |
| 4 | 50万円前後 | 30  | 3.0%  |          |
| 5 | 60万円前後 | 4   | 0.4%  |          |
| 6 | その他    | 22  | 2.2%  | (合計1016) |

###### 報酬金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 314 | 30.9% |          |
| 2 | 30万円前後 | 435 | 42.9% |          |
| 3 | 40万円前後 | 139 | 13.7% |          |
| 4 | 50万円前後 | 85  | 8.4%  |          |
| 5 | 60万円前後 | 14  | 1.4%  |          |
| 6 | その他    | 28  | 2.8%  | (合計1015) |

##### (2) 離婚調停の不調後も引き続き離婚訴訟を受任し、離婚が成立したとき

###### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 0円     | 293 | 29.1% |          |
| 2 | 10万円前後 | 401 | 39.8% |          |
| 3 | 20万円前後 | 196 | 19.5% |          |
| 4 | 30万円前後 | 90  | 8.9%  |          |
| 5 | 40万円前後 | 16  | 1.6%  |          |
| 6 | その他    | 11  | 1.1%  | (合計1007) |

### 報酬金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 201 | 19.9% |          |
| 2 | 30万円前後 | 384 | 38.0% |          |
| 3 | 40万円前後 | 195 | 19.3% |          |
| 4 | 50万円前後 | 149 | 14.7% |          |
| 5 | 60万円前後 | 36  | 3.6%  |          |
| 6 | 70万円前後 | 13  | 1.3%  |          |
| 7 | 80万円前後 | 8   | 0.8%  |          |
| 8 | その他    | 25  | 2.5%  | (合計1011) |

### (3) 離婚訴訟の段階から受任し、離婚が成立したとき

#### 着手金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 258 | 25.5% |          |
| 2 | 30万円前後 | 518 | 51.1% |          |
| 3 | 40万円前後 | 145 | 14.3% |          |
| 4 | 50万円前後 | 73  | 7.2%  |          |
| 5 | 60万円前後 | 7   | 0.7%  |          |
| 6 | その他    | 12  | 1.2%  | (合計1013) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |          |
|---|--------|-----|-------|----------|
| 1 | 20万円前後 | 220 | 21.7% |          |
| 2 | 30万円前後 | 390 | 38.5% |          |
| 3 | 40万円前後 | 177 | 17.5% |          |
| 4 | 50万円前後 | 144 | 14.2% |          |
| 5 | 60万円前後 | 35  | 3.5%  |          |
| 6 | 70万円前後 | 14  | 1.4%  |          |
| 7 | 80万円前後 | 11  | 1.1%  |          |
| 8 | その他    | 21  | 2.1%  | (合計1012) |

### コメント

この設例では、子どもの親権者指定や慰謝料も求める離婚を想定しています。離婚調停の着手金は20万円前後が43%、30万円前後が42%です。報酬金は30万円前後が42%であり、20万円前後が30%です。離婚調停不調後に引き続き離婚訴訟に至ったとき、着手金の実質的な追加としては10万円前後が39%、着手金の追加をしないとの回答が29%になっています。

訴訟から受任するときの着手金は30万円前後が51%、20万円前後が25%です。報酬金は30万円前後が38%、20万円前後が21%です。

離婚に関する弁護士報酬は、手数や労力、内容の複雑さ、請求の金額などさまざまな要因によって着手金にも、報酬金にも幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

## A-13 遺言書作成と遺言執行

定型的な遺言書を作成したい。資産は、不動産、預金と株券で、評価額の総額は5000万円である。その手数料はいくらか。

### 公正証書遺言についての作成手数料

|   |        |     |         |
|---|--------|-----|---------|
| 1 | 10万円前後 | 503 | 50.7%   |
| 2 | 20万円前後 | 319 | 32.2%   |
| 3 | 30万円前後 | 98  | 9.9%    |
| 4 | 40万円前後 | 9   | 0.9%    |
| 5 | 50万円前後 | 26  | 2.6%    |
| 6 | その他    | 37  | 3.7%    |
|   |        |     | (合計992) |

### 遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料

|   |         |     |         |
|---|---------|-----|---------|
| 1 | 20万円前後  | 170 | 17.7%   |
| 2 | 40万円前後  | 233 | 24.3%   |
| 3 | 60万円前後  | 194 | 20.2%   |
| 4 | 80万円前後  | 85  | 8.9%    |
| 5 | 100万円前後 | 222 | 23.1%   |
| 6 | 120万円前後 | 13  | 1.4%    |
| 7 | その他     | 43  | 4.5%    |
|   |         |     | (合計960) |

### コメント

#### (1) 公正証書遺言についての作成手数料

この設例では、10万円前後が50%、20万円前後が32%です。

遺言書にはいくつかのタイプがありますが、代表的なものは公正証書遺言と自筆証書遺言です。公正証書遺言については公証人が、自筆証書遺言は遺言者自身が遺言書を作成します。弁護士は、どのタイプの遺言書が適切か、遺産の内容や評価額の調査、紛争が起きないように遺産の分配の仕方のアドバイス、さらに公正証書遺言では公証人との準備段階での協議や証人の確保などさまざまな役割を担当します。

したがって、遺産にいろいろな種類の資産があったり、その評価額の算定がむずかしかったり、相続人の関係が複雑で紛争予防のためには遺産の分け方に知恵を絞らなければならないなどの事情があるときには、弁護士の手数料も高くなることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### (2) 遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料

この設例では、40万円前後が24%、100万円前後が23%、60万円前後が20%です。

遺言書の内容を実現しようとするときには、遺言をした人はこの世にはいません。そこで、遺言書の内容を遺言した人に代わって実現する人が必要になります。その人を遺言執行者といいます。

遺言執行者の仕事は、自筆証書遺言のときに遺言書そのものを生前から預かるところから始まることもありますが、基本的には遺言者が亡くなったあとに集中します。すべての相続人などへの遺言内容の説明、登記・登録の名義変更の手続き、遺言書で指定された人への物品や預金の引渡など、遺言の内容によって遺言執行者の仕事の中味も異なりますので、弁護士報酬には幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### A-14 遺産分割調停

被相続人は、自宅不動産、山林、株券、預金など総額1億円の遺産を残した。遺言書はなく、相続人は妻と子ども2人の合計3人である。遺産の範囲に争いはないが、遺産分割協議がまとまりそうになかったため、妻の依頼を受けて遺産分割の調停申立をした。その結果、妻は5000万円相当の法定相続分に従った遺産を取得し、妻の納得する分割となった。

##### 着手金

|   |         |     |       |          |
|---|---------|-----|-------|----------|
| 1 | 30万円前後  | 268 | 26.7% |          |
| 2 | 50万円前後  | 427 | 42.6% |          |
| 3 | 70万円前後  | 96  | 9.6%  |          |
| 4 | 90万円前後  | 86  | 8.6%  |          |
| 5 | 110万円前後 | 71  | 7.1%  |          |
| 6 | 130万円前後 | 6   | 0.6%  |          |
| 7 | 150万円前後 | 23  | 2.3%  |          |
| 8 | その他     | 25  | 2.5%  | (合計1002) |

##### 報酬金

|   |         |     |       |          |
|---|---------|-----|-------|----------|
| 1 | 60万円前後  | 127 | 12.7% |          |
| 2 | 100万円前後 | 319 | 31.9% |          |
| 3 | 140万円前後 | 159 | 15.9% |          |
| 4 | 180万円前後 | 153 | 15.3% |          |
| 5 | 220万円前後 | 92  | 9.2%  |          |
| 6 | 260万円前後 | 29  | 2.9%  |          |
| 7 | 300万円前後 | 89  | 8.9%  |          |
| 8 | その他     | 32  | 3.2%  | (合計1000) |

##### コメント

この設例では、着手金は50万円前後が42%、30万円前後が26%です。報酬金は、100万円前後とする回答が31%、140万円前後、180万円前後それぞれ15%です。

遺産分割は、全員が合意する必要があります。何らかの事情で全員が合意できなかった

ときには、家庭裁判所での遺産分割調停を利用することになります。

遺産分割調停も基本的には話し合いです。弁護士は、依頼を受けた相続人の立場に立ち、各関係者が納得できるように遺産に関する資料を作成して提出したり、事実経過や法律的な意見を書面にして提出したりするなど円満な合意形成に向けて活動します。したがって、相続をめぐる争いの内容などによって弁護士報酬に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### A-15-1 倒産

金融会社などの10社から総額で400万円の負債（ただし、利息制限法で引き直す前）をかかえている会社員から相談を受けた。

- (1) 任意で各債権者と交渉した結果、会社員の親族の準備した200万円を一括で支払うことで解決したとき（任意整理）

##### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 164 | 16.4% |         |
| 2 | 20万円前後 | 505 | 50.6% |         |
| 3 | 30万円前後 | 275 | 27.5% |         |
| 4 | 40万円前後 | 35  | 3.5%  |         |
| 5 | その他    | 20  | 2.0%  | (合計999) |

##### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 0円     | 324 | 32.5% |         |
| 2 | 5万円前後  | 62  | 6.2%  |         |
| 3 | 10万円前後 | 202 | 20.3% |         |
| 4 | 20万円前後 | 313 | 31.4% |         |
| 5 | 30万円前後 | 76  | 7.6%  |         |
| 6 | その他    | 19  | 1.9%  | (合計996) |

##### コメント

この設例では、着手金は20万円前後が50%、30万円前後が27%です。報酬金は、0円が32%、20万円前後が31%、10万円前後が20%です。

任意整理の着手金は、債権者数や負債の額に応じて増減することがあります。また、報酬金は実にさまざまであり、報酬金を請求する弁護士もいれば、請求しない弁護士もいます。任意整理の弁護士報酬について、着手金・報酬金方式とする方式だけでなく、手数料方式で考えられていることも多いようです。また、任意整理の交渉中に裁判などの法的手続に移行するときには、別に弁護士報酬の支払いが必要になることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。



(2) 個人再生手続を申立て、3年で100万円を支払う方法の再生計画が認可されたとき  
(民事再生法の個人再生申立)

着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 101 | 10.5% |         |
| 2 | 20万円前後 | 238 | 24.7% |         |
| 3 | 30万円前後 | 467 | 48.4% |         |
| 4 | 40万円前後 | 130 | 13.5% |         |
| 5 | その他    | 28  | 2.9%  | (合計964) |

報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 0円     | 500 | 52.1% |         |
| 2 | 10万円前後 | 165 | 17.2% |         |
| 3 | 20万円前後 | 168 | 17.5% |         |
| 4 | 30万円前後 | 95  | 9.9%  |         |
| 5 | 40万円前後 | 22  | 2.3%  |         |
| 6 | その他    | 9   | 0.9%  | (合計959) |

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が48%、20万円前後が24%です。報酬金は、0円が52%、10万円前後と20万円前後がそれぞれ17%です。

個人再生手続において、再生計画が認可されたときの報酬金は実にさまざまであり、報酬金を請求する弁護士もいれば、請求しない弁護士もいます。個人再生手続の弁護士報酬についても、着手金・報酬金方式とする方式だけでなく、手数料方式で考えている弁護士が多いことも示しています。また、住宅特例条項を設けるケースなど、再生計画の認可に要する労力が大きくなる事情があるときには、弁護士報酬に影響を与えることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

(3) 個人破産を申立て、同時廃止後に免責決定を得たとき (個人破産)

着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 73  | 7.4%  |         |
| 2 | 20万円前後 | 354 | 35.7% |         |
| 3 | 30万円前後 | 519 | 52.4% |         |
| 4 | 40万円前後 | 23  | 2.3%  |         |
| 5 | その他    | 22  | 2.2%  | (合計991) |

### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 0円     | 657 | 66.8% |         |
| 2 | 10万円前後 | 125 | 12.7% |         |
| 3 | 20万円前後 | 151 | 15.3% |         |
| 4 | 30万円前後 | 34  | 3.5%  |         |
| 5 | 40万円前後 | 2   | 0.2%  |         |
| 6 | その他    | 15  | 1.5%  | (合計984) |

### コメント

この設例では、着手金は30万円前後が52%、20万円前後が35%です。報酬金は0円とする回答が66%、20万円前後が15%です。

個人破産申立の報酬金は請求しない例も多くありますが、弁護士によっては免責を得たときに報酬金を請求することがあります。報酬金の有無をふくめて、あらかじめ弁護士に確認してください。

### A-15-2 民事再生（企業）

資本金1000万円。年間売上高は3億円で、負債総額が10億円（事業関係5億5000万円、金融債務4億5000万円）。資産は、売掛金を回収した現金3000万円のほか不動産、機械・設備、原材料などの合計1億5000万円。民事再生により再生計画が申立から10ヵ月後に認可された。

#### (1) 着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき

### 着手金

|   |         |     |       |         |
|---|---------|-----|-------|---------|
| 1 | 100万円前後 | 265 | 35.8% |         |
| 2 | 200万円前後 | 257 | 34.7% |         |
| 3 | 300万円前後 | 168 | 22.7% |         |
| 4 | 400万円前後 | 16  | 2.2%  |         |
| 5 | 500万円前後 | 21  | 2.8%  |         |
| 6 | その他     | 14  | 1.9%  | (合計741) |

### 報酬金

|   |         |     |       |         |
|---|---------|-----|-------|---------|
| 1 | 200万円前後 | 286 | 39.2% |         |
| 2 | 300万円前後 | 194 | 26.6% |         |
| 3 | 400万円前後 | 66  | 9.0%  |         |
| 4 | 500万円前後 | 59  | 8.1%  |         |
| 5 | 600万円前後 | 14  | 1.9%  |         |
| 6 | その他     | 111 | 15.2% | (合計730) |

(2) 着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき

着手金

|   |         |    |       |         |
|---|---------|----|-------|---------|
| 1 | 100万円前後 | 64 | 40.3% |         |
| 2 | 200万円前後 | 59 | 37.1% |         |
| 3 | 300万円前後 | 29 | 18.2% |         |
| 4 | 400万円前後 | 2  | 1.3%  |         |
| 5 | 500万円前後 | 1  | 0.6%  |         |
| 6 | その他     | 4  | 2.5%  | (合計159) |

報酬金

|   |         |    |       |         |
|---|---------|----|-------|---------|
| 1 | 0円      | 50 | 34.7% |         |
| 2 | 100万円前後 | 44 | 30.6% |         |
| 3 | 200万円前後 | 32 | 22.2% |         |
| 4 | 300万円前後 | 9  | 6.3%  |         |
| 5 | 400万円前後 | 2  | 1.4%  |         |
| 6 | 500万円前後 | 5  | 3.5%  |         |
| 7 | その他     | 2  | 1.4%  | (合計144) |

月額報酬

|   |               |    |       |         |
|---|---------------|----|-------|---------|
| 1 | 10万円未満        | 39 | 33.9% |         |
| 2 | 10万円以上20万円未満  | 43 | 37.4% |         |
| 3 | 20万円以上30万円未満  | 17 | 14.8% |         |
| 4 | 30万円以上40万円未満  | 11 | 9.6%  |         |
| 5 | 40万円以上50万円未満  | 2  | 1.7%  |         |
| 6 | 50万円以上100万円未満 | 3  | 2.6%  |         |
| 7 | 100万円以上       | -  | -     | (合計115) |

(3) 月額報酬だけによるとき

|   |                |    |       |        |
|---|----------------|----|-------|--------|
| 1 | 10万円未満         | 3  | 6.5%  |        |
| 2 | 10万円以上20万円未満   | 12 | 26.1% |        |
| 3 | 20万円以上30万円未満   | 8  | 17.4% |        |
| 4 | 30万円以上40万円未満   | 7  | 15.2% |        |
| 5 | 40万円以上50万円未満   | -  | -     |        |
| 6 | 50万円以上100万円未満  | 15 | 32.6% |        |
| 7 | 100万円以上150万円未満 | 1  | 2.2%  |        |
| 8 | 150万円以上        | -  | -     | (合計46) |

## コメント

民事再生事件において、弁護士報酬の種類は、その会社の経済的な状況によって、着手金・報酬金の形態もありますが、着手金・報酬金と月額報酬を併用したり、着手金・報酬金はなく月額報酬だけのときもあります。

この設例では、着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき、着手金は100万円前後が35%、200万円前後が34%です。報酬金は200万円前後が39%、300万円前後が26%です。

着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき、着手金は100万円前後が40%、200万円前後が37%です。報酬金は0円が34%、100万円前後が30%です。このときの月額報酬は、10万円以上20万円未満が37%、10万円未満が33%です。

月額報酬だけによるときは、月額50万円以上100万円未満が32%、10万円以上20万円未満が26%、20万円以上30万円未満が17%です。

企業の民事再生事件では、その会社の活動規模や業態などのほか、再生方針（自力の再生を目指すのか、営業譲渡などによって事実上会社を整理するのか、スポンサー支援により再生を目指すのかなど）によって弁護士報酬に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

## A-16 約束手形金請求

依頼者A社は、B社振出の額面金額500万円の約束手形を支払期日に提示したところ、支払いを拒絶され、手形訴訟を提起した。A社勝訴の手形判決について、異議が出て、通常訴訟に移行したが、任意に全額回収した。

### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 0円     | 29  | 3.0%  |         |
| 2 | 10万円前後 | 273 | 28.4% |         |
| 3 | 20万円前後 | 474 | 49.3% |         |
| 4 | 30万円前後 | 174 | 18.1% |         |
| 5 | その他    | 11  | 1.1%  | (合計961) |

### 通常訴訟に移行したあとの追加の着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 506 | 53.8% |         |
| 2 | 20万円前後 | 194 | 20.6% |         |
| 3 | 30万円前後 | 38  | 4.0%  |         |
| 4 | 40万円前後 | 1   | 0.1%  |         |
| 5 | 50万円前後 | 3   | 0.3%  |         |
| 6 | その他    | 199 | 21.1% | (合計941) |

## 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 40万円前後 | 269 | 28.0% |         |
| 2 | 50万円前後 | 461 | 47.9% |         |
| 3 | 60万円前後 | 100 | 10.4% |         |
| 4 | 70万円前後 | 55  | 5.7%  |         |
| 5 | 80万円前後 | 10  | 1.0%  |         |
| 6 | 90万円前後 | 1   | 0.1%  |         |
| 7 | その他    | 66  | 6.9%  | (合計962) |

## コメント

この設例では、手形訴訟の着手金は、20万円前後が49%、10万円前後が28%です。また、手形判決後に異議が出され通常訴訟に移行したときの着手金の追加については、10万円前後が53%、20万円前後が20%です。報酬金は、50万円前後が47%、40万円前後が28%です。

手形訴訟は、裁判での証拠の提出などについて制限がありますので、それによって弁護士の活動にも制約があります。その手形訴訟が通常訴訟に移行すると、弁護士の訴訟活動にはその制限がなくなります。

## A-17 顧問関係

月額顧問料はいくらか。

|         |       |       |           |
|---------|-------|-------|-----------|
| 1万円未満：  | 256件  | 2.5%  |           |
| 1万円：    | 590件  | 5.9%  |           |
| 2万円：    | 1260件 | 12.5% |           |
| 3万円：    | 2811件 | 28.0% |           |
| 4万円：    | 385件  | 3.8%  |           |
| 5万円：    | 2820件 | 28.1% |           |
| 6万円：    | 239件  | 2.4%  |           |
| 7万円：    | 192件  | 1.9%  |           |
| 8万円：    | 166件  | 1.7%  |           |
| 9万円：    | 28件   | 0.3%  |           |
| 10万円：   | 767件  | 7.6%  |           |
| 15万円前後： | 203件  | 2.0%  |           |
| 20万円前後： | 111件  | 1.1%  |           |
| 30万円前後： | 65件   | 0.6%  |           |
| 40万円前後： | 6件    | 0.1%  |           |
| 50万円前後： | 14件   | 0.1%  |           |
| その他：    | 127件  | 1.3%  | (合計10040) |

※ここでは、870名の回答者が複数回答を行っています。

### コメント

月額顧問料は、5万円と3万円が28%と多く、2万円が12%、10万円も7%あります。また、地域差はありますが、15万円や20万円前後のものや、それ以上もあります。顧問としての弁護士の業務内容は法律相談が中心となりますが、依頼者との契約によって、内容や範囲はさまざまです。このように、顧問料も少額から高額まで大きな幅があります。

そこで、顧問契約の内容について弁護士と協議のうえ、顧問料を決めてください。

### A-18 時間制（タイムチャージ）

一般市民事件で時間制（タイムチャージ）を利用するとき、一般的には1時間あたりいくらか。 ※一般市民事件とは、涉外事件を除いた事件をイメージしています。

|   |     |     |       |         |
|---|-----|-----|-------|---------|
| 1 | 5千円 | 22  | 9.5%  |         |
| 2 | 1万円 | 105 | 45.5% |         |
| 3 | 2万円 | 47  | 20.3% |         |
| 4 | 3万円 | 22  | 9.5%  |         |
| 5 | 4万円 | 8   | 3.5%  |         |
| 6 | 5万円 | 5   | 2.2%  |         |
| 7 | その他 | 22  | 9.5%  | (合計231) |

### コメント

この設例では、1時間あたり1万円が45%、2万円が20%です。

時間制（タイムチャージ）は、依頼された事件の処理に必要とした時間に単価をかけて弁護士報酬を計算する方法です。弁護士の労力を時間で合理的に計算できる利点がありますが、事件解決までに、いくら時間がかかるのか予想がつきにくいという難点があります。

現状では、時間制は、外国との取引関係など涉外事件の処理に利用されることが多いわけですが、一般市民の事件にも利用される可能性も十分あります。あらかじめ弁護士に確認してください。

### A-19 刑事事件（事案簡明な事件）

飲酒のうでで自動車事故を起こし、被害者に入院1か月の傷害を負わせた業務上過失傷害・道路交通法違反被告事件（勾留中の事件）を受任し、保釈請求し保釈が認められ、その後の公判手続は判決言渡しを含めて3回行い、執行猶予の判決となった。示談については、保険会社が行ったので、弁護人は関与しなかった。

問1 着手金・報酬金という弁護士報酬の請求の仕方をしているとき

(1) 公判事件として受任するときの着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 15万円前後 | 53  | 5.7%  |         |
| 2 | 20万円前後 | 311 | 33.2% |         |
| 3 | 30万円前後 | 503 | 53.7% |         |
| 4 | 40万円前後 | 39  | 4.2%  |         |
| 5 | 50万円前後 | 19  | 2.0%  |         |
| 6 | その他    | 12  | 1.3%  | (合計937) |

(2) 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 15万円前後 | 79  | 8.4%  |         |
| 2 | 20万円前後 | 300 | 32.1% |         |
| 3 | 30万円前後 | 423 | 45.2% |         |
| 4 | 40万円前後 | 62  | 6.6%  |         |
| 5 | 50万円前後 | 39  | 4.2%  |         |
| 6 | その他    | 33  | 3.5%  | (合計936) |

問2 着手金・報酬金というシステムの弁護士報酬の請求をしていないとき

総額

|   |         |    |       |        |
|---|---------|----|-------|--------|
| 1 | 30万円前後  | 21 | 42.0% |        |
| 2 | 40万円前後  | 15 | 30.0% |        |
| 3 | 60万円前後  | 6  | 12.0% |        |
| 4 | 80万円前後  | -  | -     |        |
| 5 | 100万円前後 | 1  | 2.0%  |        |
| 6 | その他     | 7  | 14.0% | (合計50) |

問3 逮捕された直後に受任したときと起訴後に受任したときとで弁護士報酬を加算しますか（ここでは、着手金・報酬金という弁護士報酬の請求システムかどうかを問いません）。

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 加算しない。 | 529 | 59.5% |         |
| 2 | 10万円前後 | 268 | 30.1% |         |
| 3 | 20万円前後 | 70  | 7.9%  |         |
| 4 | 30万円前後 | 16  | 1.8%  |         |
| 5 | 40万円前後 | 1   | 0.1%  |         |
| 6 | その他    | 5   | 0.6%  | (合計889) |

### コメント

この設例で、着手金・報酬金という弁護士報酬の請求の仕方をしている会員において、着手金は30万円前後が53%、20万円前後が33%です。報酬金は30万円前後が45%、20万円前後が32%です。

ちなみにこの設例で、着手金・報酬金というシステムの弁護士報酬の請求をしていない会員は、今回の回答全体の約3%にすぎませんでした。

この設例で、逮捕段階から受任したときと起訴後に受任したときとで、弁護士報酬を加算するかについては、加算しないが59%、加算しても10万円前後とするが30%です。あらかじめ弁護士に確認してください。

### A-20 少年付添人

子どもが傷害事件を起こし、少年鑑別所に収容されている段階で、少年事件の付添人を受任した。その結果、審判で保護観察となった。

#### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 75  | 8.6%  |         |
| 2 | 20万円前後 | 376 | 42.9% |         |
| 3 | 30万円前後 | 386 | 44.1% |         |
| 4 | 40万円前後 | 27  | 3.1%  |         |
| 5 | 50万円前後 | 10  | 1.1%  |         |
| 6 | その他    | 2   | 0.2%  | (合計876) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 0万円    | 123 | 14.1% |         |
| 2 | 10万円前後 | 175 | 20.0% |         |
| 3 | 20万円前後 | 307 | 35.1% |         |
| 4 | 30万円前後 | 227 | 25.9% |         |
| 5 | 40万円前後 | 23  | 2.6%  |         |
| 6 | 50万円前後 | 15  | 1.7%  |         |
| 7 | その他    | 5   | 0.6%  | (合計875) |

### コメント

この設例では、着手金は30万円前後が44%、20万円前後が42%です。報酬金は20万円前後が35%、30万円前後が25%です。

少年付添人事件において、非行事実があったか否かという事実の有無の確認とともに、非行事実が認められるときは、少年の矯正に関する環境調整、いわば少年の立ち直りのための助力も重要な活動となります。そのため、着手金を算定するときには、事件自体に争いがあるか否か、少年の環境調整の手数の大きさなどの事情が考慮されます。また、報酬



金では、その手数や労力の大きさや審判（裁判のこと）の結果などの事情が考慮されます。あらかじめ弁護士に確認してください。

## B-1 先物取引

商品先物取引会社の外交員から「中近東で戦火が続いているので、石油が値上がりするのは間違いない。必ずもうかります」と強くすすめられて、300万円を証拠金として預け、その後も次々に追加させられて合計700万円になったが、相場が暴落したからマイナスになったと言われた。断定的判断の提供や説明義務違反などを理由として700万円の損害賠償請求の訴訟を提起したところ、全面勝訴し、任意に全額回収した。

### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 20万円前後 | 39  | 11.8% |         |
| 2 | 30万円前後 | 134 | 40.6% |         |
| 3 | 40万円前後 | 97  | 29.4% |         |
| 4 | 50万円前後 | 50  | 15.2% |         |
| 5 | 60万円前後 | 4   | 1.2%  |         |
| 6 | その他    | 6   | 1.8%  | (合計330) |

### 報酬金

|   |         |     |       |         |
|---|---------|-----|-------|---------|
| 1 | 50万円前後  | 40  | 12.2% |         |
| 2 | 60万円前後  | 20  | 6.1%  |         |
| 3 | 70万円前後  | 136 | 41.5% |         |
| 4 | 80万円前後  | 59  | 18.0% |         |
| 5 | 90万円前後  | 30  | 9.1%  |         |
| 6 | 100万円前後 | 34  | 10.4% |         |
| 7 | 110万円前後 | 1   | 0.3%  |         |
| 8 | その他     | 8   | 2.4%  | (合計328) |

### コメント

この設例では、着手金は30万円前後が40%、40万円前後が29%です。報酬金は70万円前後が41%、80万円前後が18%です。

先物取引は実際の取引の10分の1程度の証拠金を使って取引ができるために、相場が大きく動いたときには儲けも損失も大きくなり、リスクが大きい取引といえます。したがって自己責任が原則ですが、業者が「必ずもうかります」などと言って勧誘することは禁止されており、このほかにも取引において業者に違法な行為があれば損害賠償請求が可能です。もっとも、年齢、社会経験、理解能力などから取引した人にも過失があるとされて、請求金額を全額回収できないことがあります。このように請求金額や業者の違法行為の立証可能性、依頼者の過失の有無などによって着手金には幅が出ます。回収額などによって

報酬金も変わります。あらかじめ弁護士に確認してください。

## B-2 欠陥住宅

土地付新築住宅を2000万円で購入したが、建物自体が傾く、欠陥住宅であることが判明した。売主および建築会社に対し、補修費用700万円、補修期間のレンタル住宅費用70万円、宿替え引越し費用30万円、慰謝料100万円、合計900万円を請求する訴訟を提起したところ、全面勝訴し、任意に全額回収した。

### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 30万円前後 | 89  | 23.9% |         |
| 2 | 40万円前後 | 65  | 17.5% |         |
| 3 | 50万円前後 | 175 | 47.0% |         |
| 4 | 60万円前後 | 21  | 5.6%  |         |
| 5 | 70万円前後 | 13  | 3.5%  |         |
| 6 | その他    | 9   | 2.4%  | (合計372) |

### 報酬金

|   |         |     |       |         |
|---|---------|-----|-------|---------|
| 1 | 70万円前後  | 57  | 15.4% |         |
| 2 | 80万円前後  | 38  | 10.2% |         |
| 3 | 90万円前後  | 95  | 25.6% |         |
| 4 | 100万円前後 | 126 | 34.0% |         |
| 5 | 110万円前後 | 19  | 5.1%  |         |
| 6 | 120万円前後 | 10  | 2.7%  |         |
| 7 | 130万円前後 | 6   | 1.6%  |         |
| 8 | 140万円前後 | 3   | 0.8%  |         |
| 9 | その他     | 17  | 4.6%  | (合計371) |

### コメント

この設例では、着手金は50万円前後が47%、30万円前後が23%です。報酬金は100万円前後が34%、90万円前後が25%です。

欠陥住宅問題は、法律以外に建築に関する専門的な知識を有する分野であり、かつ、通常の民事事件と比較して多くの手間や労力を要することも多く、その程度によって、着手金や報酬金について大きな幅があります。また、建築士などによる専門的な調査・鑑定が必要となることがほとんどですが、そのための調査・鑑定費用が弁護士報酬とは別に必要になります。あらかじめ弁護士に確認してください。

### B-3 医療事故（患者側）

医療過誤事件について、証拠保全をしたうえ、1000万円の支払いを求めて訴訟を提起した。訴訟は一審で3年かかったが、医師の手術ミスの過失が認められ、全面勝訴して任意に支払いを受けた。（共同受任を想定する場合、弁護士1人分ではなく依頼者から支払いを受ける総額で考えてください。）

#### 証拠保全費用（検討費用をふくみ、実費はふくまない）

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 115 | 21.2% |         |
| 2 | 20万円前後 | 210 | 38.7% |         |
| 3 | 30万円前後 | 166 | 30.6% |         |
| 4 | 40万円前後 | 13  | 2.4%  |         |
| 5 | 50万円前後 | 12  | 2.2%  |         |
| 6 | その他    | 27  | 5.0%  | (合計543) |

#### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 30万円前後 | 124 | 22.5% |         |
| 2 | 40万円前後 | 76  | 13.8% |         |
| 3 | 50万円前後 | 231 | 41.8% |         |
| 4 | 60万円前後 | 67  | 12.1% |         |
| 5 | 70万円前後 | 35  | 6.3%  |         |
| 6 | その他    | 19  | 3.4%  | (合計552) |

#### 報酬金

|   |         |     |       |         |
|---|---------|-----|-------|---------|
| 1 | 80万円前後  | 44  | 8.0%  |         |
| 2 | 100万円前後 | 261 | 47.3% |         |
| 3 | 120万円前後 | 115 | 20.8% |         |
| 4 | 140万円前後 | 51  | 9.2%  |         |
| 5 | 160万円前後 | 47  | 8.5%  |         |
| 6 | その他     | 34  | 6.2%  | (合計552) |

#### コメント

この設例では、証拠保全費用は20万円前後が38%、30万円前後が30%、10万円前後が21%となっています。

訴訟の着手金は50万円前後が41%、30万円前後が22%となっています。報酬金は100万円前後が47%、120万円前後が20%です。

医療事故事件は、専門的な知識を要する分野であり、その特殊性から、弁護士が複数で受任するのが通常です。証拠保全に引き続き調査活動にかなりの労力を費やすことが多く、通常の民事事件と比較して多くの時間と労力を要するといった特殊事情があることから、証拠保全、着手金、報酬金のいずれについても、事案によって大きな幅があります。医師

などの専門家による鑑定などが必要な場合も多く、そのときには、鑑定などの費用が弁護士報酬とは別に必要となります。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### B-4-1 財産管理 成年後見（法定後見申立）

認知症高齢者を抱える家族から相談を受け、成年後見開始の申立の依頼を受けた。

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 10万円前後 | 151 | 25.5% |         |
| 2 | 20万円前後 | 256 | 43.3% |         |
| 3 | 25万円前後 | 48  | 8.1%  |         |
| 4 | 30万円前後 | 104 | 17.6% |         |
| 5 | 50万円前後 | 11  | 1.9%  |         |
| 6 | その他    | 21  | 3.6%  | (合計591) |

#### コメント

この設例では、成年後見申立の弁護士報酬は、20万円前後が43%、10万円前後が25%です。

成年後見開始にあたっては、専門医による鑑定が必要であり、鑑定費用が弁護士報酬とは別に必要になります。ちなみに、就任した成年後見人に対する報酬は、裁判所が決定することになります。

#### B-4-2 任意後見契約

1500万円の預貯金と年金の財産管理とこれを運用しての介護支援契約を依頼された。これを受任し、毎月の財産管理、介護契約の代理、契約内容の監督を行うとき、月額手数料はいくらか。

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 1万円前後  | 33  | 11.1% |         |
| 2 | 3万円前後  | 161 | 54.0% |         |
| 3 | 5万円前後  | 77  | 25.8% |         |
| 4 | 8万円前後  | 10  | 3.4%  |         |
| 5 | 10万円前後 | 3   | 1.0%  |         |
| 6 | 15万円前後 | -   | -     |         |
| 7 | その他    | 14  | 4.7%  | (合計298) |

#### コメント

この設例では、手数料は月額3万円前後が54%、5万円前後が25%です。

この設例における手数料には、日常、定型的に必要なと予想される毎月の財産管理や介護

契約の代理、契約内容の監督などがふくまれていると考えられますが、特別な事件、たとえば財産管理に関連して裁判を起こさなければならないときなどは、その都度、別に弁護士報酬を支払う必要があります。月額の手数料で、弁護士にどこまでのことをしてもらおうのかなどについて、あらかじめ弁護士に確認してください。

### B-5-1 労働事件

10年間勤務し、30万円の月給を得ていたが、会社から懲戒解雇を受けたので、懲戒解雇無効を理由に地位保全の仮処分を提起した。その結果、職場復帰を果たした。

#### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 20万円前後 | 144 | 38.1% |         |
| 2 | 30万円前後 | 171 | 45.2% |         |
| 3 | 40万円前後 | 19  | 5.0%  |         |
| 4 | 50万円前後 | 24  | 6.3%  |         |
| 5 | 60万円前後 | 2   | 0.5%  |         |
| 6 | その他    | 18  | 4.8%  | (合計378) |

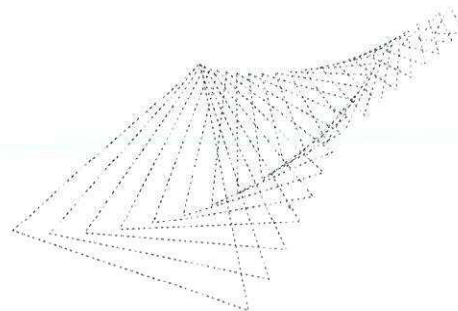
#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 30万円前後 | 168 | 44.9% |         |
| 2 | 50万円前後 | 133 | 35.6% |         |
| 3 | 70万円前後 | 33  | 8.8%  |         |
| 4 | 90万円前後 | 15  | 4.0%  |         |
| 5 | その他    | 25  | 6.7%  | (合計374) |

#### コメント

この設例では、着手金は30万円前後が45%、20万円前後が38%です。報酬金は30万円前後が44%、50万円が35%です。

着手金は、懲戒解雇の理由に合理性があるか否か、またそれを証明する証拠の有無、解雇されてからの生活状況などによって、幅があります。報酬金は、事案の複雑さ、裁判に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。



## B-5-2 労働事件

10年間勤務し、30万円の月給を得ていたが、会社から懲戒解雇を受けたので、懲戒解雇無効を理由に地位保全の仮処分を提起した。その結果、労働者は懲戒解雇を撤回されたうえで、任意に退職し、会社都合を原因とする退職金200万円と解決金200万円を受け取った。

### 着手金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 20万円前後 | 144 | 37.1% |         |
| 2 | 30万円前後 | 187 | 48.2% |         |
| 3 | 40万円前後 | 20  | 5.2%  |         |
| 4 | 50万円前後 | 20  | 5.2%  |         |
| 5 | 60万円前後 | 2   | 0.5%  |         |
| 6 | その他    | 15  | 3.9%  | (合計388) |

### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 30万円前後 | 155 | 39.8% |         |
| 2 | 50万円前後 | 166 | 42.7% |         |
| 3 | 70万円前後 | 31  | 8.0%  |         |
| 4 | 90万円前後 | 5   | 1.3%  |         |
| 5 | その他    | 32  | 8.2%  | (合計389) |

### コメント

この設例では、着手金は30万円前後が48%、20万円前後が37%です。報酬金は50万円前後が42%、30万円前後が39%です。

着手金は、請求金額のほか解雇理由に合理性があるか否か、それを証明する証拠の有無、解雇されてからの生活状況などによって幅があります。報酬金は事案の複雑さ、裁判に要した手数や労力によって幅が出てきます。あらかじめ弁護士に確認してください。

## B-5-3 労働事件

中小企業に長く勤めていて今度、退職した。会社は、経営が苦しいと言って退職金300万円の支払いをしてくれない。勤めていたときの残業代も100万円ほど未払いとなっている。本裁判を起こした結果、任意に全額受けとることができた。

### 着手金

|   |        |     |       |  |
|---|--------|-----|-------|--|
| 1 | 10万円前後 | 67  | 16.4% |  |
| 2 | 20万円前後 | 175 | 42.8% |  |
| 3 | 30万円前後 | 152 | 37.2% |  |

|   |        |   |      |         |
|---|--------|---|------|---------|
| 4 | 40万円前後 | 8 | 2.0% |         |
| 5 | その他    | 7 | 1.7% | (合計409) |

#### 報酬金

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 20万円前後 | 47  | 11.5% |         |
| 2 | 30万円前後 | 99  | 24.2% |         |
| 3 | 40万円前後 | 186 | 45.5% |         |
| 4 | 50万円前後 | 64  | 15.6% |         |
| 5 | その他    | 13  | 3.2%  | (合計409) |

#### コメント

この設例では、着手金は20万円前後が42%、30万円前後が37%です。報酬金は40万円前後が45%、30万円前後が24%です。

着手金や報酬金は、請求金額のほかに就業規則の退職金支給規程の記載内容や残業時間の記録の有無などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

#### B-6-1 知的財産権

機械部品を製造している従業員20名の会社が特許権を有し（残10年間）、この特許権を実施して商品を製造販売していた（年間売上額1億円、粗利2000万円）。ある大企業が同様の商品販売を開始したので、特許権侵害を理由とする製造販売差止めの仮処分申立を提起し、一部請求として1億円の損害賠償請求訴訟も提起した結果、その差止めの仮処分決定が出て、任意に1億円の損害賠償を受けとることができた。

#### 着手金

|   |         |    |       |         |
|---|---------|----|-------|---------|
| 1 | 100万円前後 | 35 | 25.2% |         |
| 2 | 200万円前後 | 35 | 25.2% |         |
| 3 | 300万円前後 | 34 | 24.5% |         |
| 4 | 500万円前後 | 24 | 17.3% |         |
| 5 | 700万円前後 | 3  | 2.2%  |         |
| 6 | その他     | 8  | 5.8%  | (合計139) |

#### 報酬金

|   |          |    |       |         |
|---|----------|----|-------|---------|
| 1 | 300万円前後  | 12 | 8.8%  |         |
| 2 | 500万円前後  | 34 | 24.8% |         |
| 3 | 700万円前後  | 40 | 29.2% |         |
| 4 | 1000万円前後 | 41 | 29.9% |         |
| 5 | 1200万円前後 | 5  | 3.6%  |         |
| 6 | その他      | 5  | 3.6%  | (合計137) |

## 着手金・報酬金というシステムの弁護士報酬の請求をしていないとき

### 総額

|   |          |   |       |        |
|---|----------|---|-------|--------|
| 1 | 150万円前後  | 2 | 10.5% |        |
| 2 | 300万円前後  | 2 | 10.5% |        |
| 3 | 500万円前後  | 4 | 21.1% |        |
| 4 | 700万円前後  | 4 | 21.1% |        |
| 5 | 1000万円前後 | 2 | 10.5% |        |
| 6 | その他      | 5 | 26.3% | (合計19) |

### コメント

この設例では、着手金は200万円前後と100万円前後が25%、300万円前後が24%です。報酬金は1000万円前後と700万円前後が29%、500万円前後が24%です。

着手金・報酬金という報酬請求の形式をとらない回答者も全体の1.2%います。

知的財産権訴訟においては、弁護士のほかに弁理士を補佐人として選任して裁判をすすめることも多く、手続のなかで鑑定がなされることもあって、弁護士報酬とは別の費用が発生することもあります。あらかじめ弁護士に報酬請求の形式や別に発生する費用の有無について確認してください。

## B-6-2 知的財産権（内容証明郵便）

自社の商標権を他社が侵害しているとして、警告をするための代理人名での内容証明郵便の作成を依頼された。事案は、自社の商標権とは完全には同一ではないが、要部において同一と考えられる。なお、経済的影響は実際のところ不明である。このとき作成手数料はいくらか。

|   |        |     |       |         |
|---|--------|-----|-------|---------|
| 1 | 3万円前後  | 94  | 25.1% |         |
| 2 | 5万円前後  | 166 | 44.3% |         |
| 3 | 10万円前後 | 71  | 18.9% |         |
| 4 | 20万円前後 | 21  | 5.6%  |         |
| 5 | 30万円前後 | 12  | 3.2%  |         |
| 6 | その他    | 11  | 2.9%  | (合計375) |

### コメント

この設例では、5万円前後が44%、3万円前後が25%です。

知的財産権が問題とされるときには、内容証明郵便の内容としても法的な面のほかに知的財産権の技術的な面での専門性が要求されることから、事案によって手数料に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。



## B-7 税務訴訟

3人の店員とともにソバ屋を営んでいる。申告所得額が少ないとして税務調査を受けた。修正申告に応じなかったら、3年分で3000万円を支払えとの更正処分が出された。事件の見通しとして、税務署への異議申立、国税不服審判所への審査請求の段階では、こちらの言い分が認められる可能性は薄く、裁判所に取消訴訟を起こすことを視野に入れて受任した。その結果、訴訟で全面勝訴した。

### 着手金

|   |         |    |       |         |
|---|---------|----|-------|---------|
| 1 | 30万円前後  | 11 | 8.7%  |         |
| 2 | 50万円前後  | 52 | 40.9% |         |
| 3 | 100万円前後 | 44 | 34.6% |         |
| 4 | 150万円前後 | 11 | 8.7%  |         |
| 5 | 200万円前後 | 5  | 3.9%  |         |
| 6 | 250万円前後 | -  | -     |         |
| 7 | その他     | 4  | 3.1%  | (合計127) |

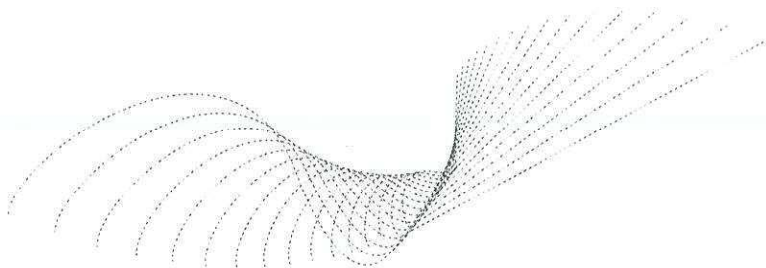
### 報酬金

|   |         |    |       |         |
|---|---------|----|-------|---------|
| 1 | 200万円前後 | 28 | 22.4% |         |
| 2 | 300万円前後 | 73 | 58.4% |         |
| 3 | 400万円前後 | 12 | 9.6%  |         |
| 4 | 500万円前後 | 7  | 5.6%  |         |
| 5 | その他     | 5  | 4.0%  | (合計125) |

### コメント

この設例では、着手金は50万円前後が40%、100万円前後が34%です。報酬金は300万円前後が58%、200万円前後が22%です。

着手金や報酬金は、争いのある金額のほか、法令解釈の妥当性や行政内部の通達の有無とその合理性が争われるのか否か、また納税者側の帳簿や原資料の有無と信用性が争われるのか否かなどによっても大きく異ってくると思われます。さらに、税理士など会計専門家の協力が不可欠となることも多く、そのときには別に費用が必要となります。あらかじめ弁護士に確認してください。



## B-8 住民訴訟

第3セクターを設立して、観光客相手の飲食施設をつくったところ大赤字になった。実は市長と個人的つながりのある建築業者が結託して、無理を承知で強行したことが新聞報道で判明した。

(1) 市が補填した赤字1億円について住民監査請求したい。

### 着手金

|   |        |    |       |
|---|--------|----|-------|
| 1 | 20万円前後 | 38 | 43.2% |
| 2 | 30万円前後 | 31 | 35.2% |
| 3 | 40万円前後 | 2  | 2.3%  |
| 4 | 50万円前後 | 6  | 6.8%  |
| 5 | 60万円前後 | -  | -     |
| 6 | 70万円前後 | 1  | 1.1%  |
| 7 | その他    | 10 | 11.4% |

(合計88)

(2) 監査結果に不満なので、住民訴訟を提起したい。

### 着手金

|   |        |    |       |
|---|--------|----|-------|
| 1 | 30万円前後 | 45 | 50.6% |
| 2 | 40万円前後 | 8  | 9.0%  |
| 3 | 50万円前後 | 22 | 24.7% |
| 4 | 60万円前後 | 2  | 2.2%  |
| 5 | 70万円前後 | 3  | 3.4%  |
| 6 | 80万円前後 | 2  | 2.2%  |
| 7 | その他    | 7  | 7.9%  |

(合計89)

### コメント

この設例では、住民監査請求の着手金は20万円前後が43%、30万円前後が35%です。裁判を提起するときの着手金は、30万円前後が50%、50万円前後が24%です。

地方分権の時代になり住民の自治意識も高まっていますので、住民監査請求や住民訴訟もさらに多くなると考えられます。弁護士報酬のほかに、独自に問題点を調査したり資料を入手するための費用や、自治体が第3セクターへの出資や融資を決める際に提出した資料を専門的に分析するための費用が必要になることがあります。事案に即してどのような費用が必要になるか、弁護士報酬をふくめて、あらかじめ弁護士に確認してください。

## B-9 行政訴訟

近くの山林にある産業廃棄物処理場からひどい悪臭がして汚水も流れている。産廃処理施設として県から設置許可がとられているので、許可の取り消しを求める訴訟を受任して提起した（付近住民100人が原告になり、弁護士3人で受任）。判決で設置許可の取り消しが認められた。

問1 着手金と報酬金という報酬請求の仕方をしているとき  
（弁護士3人の総額を想定しての回答）

### 着手金

|   |         |    |       |        |
|---|---------|----|-------|--------|
| 1 | 50万円前後  | 26 | 26.8% |        |
| 2 | 100万円前後 | 38 | 39.2% |        |
| 3 | 200万円前後 | 18 | 18.6% |        |
| 4 | 300万円前後 | 13 | 13.4% |        |
| 5 | 400万円前後 | -  | -     |        |
| 6 | 500万円前後 | -  | -     |        |
| 7 | その他     | 2  | 2.1%  | (合計97) |

### 報酬金

|   |         |    |       |        |
|---|---------|----|-------|--------|
| 1 | 50万円前後  | 17 | 17.5% |        |
| 2 | 100万円前後 | 31 | 32.0% |        |
| 3 | 200万円前後 | 16 | 16.5% |        |
| 4 | 300万円前後 | 26 | 26.8% |        |
| 5 | 400万円前後 | -  | -     |        |
| 6 | 500万円前後 | 5  | 5.2%  |        |
| 7 | その他     | 2  | 2.1%  | (合計97) |

問2 着手金と報酬金という報酬請求の仕方をせず、月額で請求しているとき  
（弁護士1人あたりの月額）

|   |        |   |       |       |
|---|--------|---|-------|-------|
| 1 | 3万円前後  | 1 | 20.0% |       |
| 2 | 4万円前後  | - | -     |       |
| 3 | 5万円前後  | 2 | 40.0% |       |
| 4 | 10万円前後 | 1 | 20.0% |       |
| 5 | その他    | 1 | 20.0% | (合計5) |

### コメント

この設例では、着手金・報酬金方式のときには、着手金は100万円前後が39%、50万円前後が26%です。報酬金は100万円前後が32%、300万円前後が26%です。月額で請求する

ときの金額は、5万円前後が40%、3万円前後と10万円前後がそれぞれ20%です。

環境汚染など自然科学の観点からの検討が必要な裁判では、その分野の専門家の協力を得ることが不可欠です。この設例で言えば、悪臭の原因や汚水中の有害物質の有無などの調査・分析も必要になり、弁護士報酬のほかにこれらの費用がかかることがあります。また、大規模な環境汚染になると弁護士が何人か集まって弁護団をつくって取り組まなければならない場合もありますから、弁護士報酬の総額が高額化することもあります。このため弁護士報酬を一括支払いとせず、毎月一定額を支払っていく方法などの工夫がなされていることがあります。弁護士報酬のほかにどのような費用が必要になるか、また、弁護士報酬等の支払い方法をどのようにするか、あらかじめ弁護士に確認してください。

## アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安

2006年2月発行

編集・発行 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03(3580)9841 FAX 03(3580)2866

日弁連のホームページにも掲載されています。そちらにもアクセスしてみてください。

<http://www.nichibenren.or.jp/>